

国民年金保険料の免除申請

問い合わせ 保険課医療年金グループ ☎ 9160

国民年金は、20歳から60歳まで保険料を納めなければなりません。経済的な理由で保険料を納めることができないときは、申請者本人、配偶者および世帯主の令和3年中の所得に応じて保険料が免除される制度があります。

6月まで免除が承認されている人で、今年度も引き続き免除を希望する人は、7月1日(金)以降に申請してください。

ただし、6月までに全額免除または納付猶予が承認された人で、継続審査を希望した人は、7月以降の申請は必要ありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が相当程度まで下がった人は、臨時特例措置として、国民年金保険料免除申請が可能です。本人申告の所得見込額を使った手続きが必要です。

免除された場合の保険料

	保険料(月額)	
(免除なし)	(16,590円)	
全額免除	0円	
一部免除	4分の3免除	4,150円
	半額免除	8,300円
	4分の1免除	12,440円

※一部免除期間に、規定の納付額を納めなかった場合、一部免除は無効となります

申請に必要なもの

- ①マイナンバー(個人番号)カード
※持っていない場合は通知カードまたは個人番号の表示がある住民票の写し、併せて運転免許証が必要です
 - ②基礎年金番号通知書または年金手帳
 - ③離職票または雇用保険受給資格者証
※申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できます
- ※納付猶予は、申請者本人と配偶者の令和3年中の所得に応じて判定します

●産前産後期間の免除

産前産後期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

対象 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月以降の人

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産した人を含む)

届出期間 出産予定日の6カ月前から
届出に必要なもの マイナンバー(個人番号)カード

※持っていない場合は、通知カードまたは個人番号の表示がある住民票の写し、併せて運転免許証が必要です

届出時期によって必要なもの

出産前に届出する場合
親子(母子)健康手帳などの出産予定日が分かる書類

出産後に届出する場合
原則不要。被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書などの親子関係が分かる書類

死産の場合
死産証明書、死胎埋葬許可証など

医療機関での支払い軽減

問い合わせ 保険課国保グループ ☎ 9159・保険課医療年金グループ ☎ 9160

交付の条件

国民健康保険の場合

国民健康保険税の滞納のない世帯で、次のいずれかを満たす人

- ・70歳未満の加入者
- ・70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者
- ・70歳～74歳の市民税課税世帯の加入者で、医療機関窓口での負担割合が3割の人

(一部、交付が必要ない人もいます)

後期高齢者医療制度の場合

次のいずれかを満たす人

- ・市民税非課税世帯の加入者
- ・医療機関窓口での負担割合が3割の加入者(一部、交付が必要ない人もいます)

認定証の申請に必要なもの

- ・保険証(被保険者証)
- ・本人確認できるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)

※国民健康保険加入者が、転入などで本市で所得状況の確認ができない場合は、世帯主と世帯内の国民健康保険加入者の住民税課税台帳記載事項証明書の提出が必要

◆長期入院の食事代

減額認定後の期間で、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人、申請によりさらに食事代が減額されます。

※すでに最大まで減額されている人はそれ以上減額されません

◆食事代の減額申請に必要なもの

- ・領収書など入院日数を確認できるもの
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

申請窓口

市役所保険課、各支所担当窓口

健康保険・福祉医療の証の更新

健康保険の証と福祉医療の証には有効期限があり、次のとおり更新日を迎えます。更新日以降は、新しく届いた保険証(被保険者証)・受給者証などを使用してください。

■健康保険の証の更新

保険証の種類	更新日	証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	新規申請を希望する場合	問い合わせ
国民健康保険(社会保険に加入していない75歳未満の人)	8月1日(月)	限度額適用認定証(※1)	橙色	要	更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または各支所で申請してください。申請用紙は、市ホームページに掲載しています。郵送でも手続きできます。	7ページの「医療機関での支払い軽減」を確認してください。	☎ 9159 保険課国保グループ
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色				
		特定疾病療養受療証	水色	不要	7月末に市役所から送付します(70歳～74歳の人は更新がありません)。		
		保険証	水色	不要	7月末に市役所から送付します。		
後期高齢者医療制度	8月1日(月)	保険証	橙色	不要	7月末に市役所から送付します。前年中の所得に応じて、2割または3割の一部負担金の割合を記載しています。負担割合の判定基準は、国保活用ブックを確認してください。	7ページの「医療機関での支払い軽減」を確認してください。	☎ 9160 保険課医療年金グループ
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	不要	【認定要件】市民税が非課税世帯であること これまで申請したことがあり、令和4年度市民税が非課税世帯の人は、保険証と一緒に送付します。課税世帯となった人には送付されません。		
		限度額適用認定証	灰色	不要	医療機関窓口で負担割合が3割の加入者で、これまで申請したことがあり、令和4年度の市民税課税所得が145万円以上690万円未満の人と、その同一世帯の人は保険証と一緒に送付します。		
更新なし		特定疾病療養受療証	茶色	不要	有効期限がないため、そのまま使用できます。		

古い保険証・高齢受給者証などは自分で破棄してください。

※1 70歳～74歳の課税世帯の人は「保険証兼高齢受給者証(※2)」が代わりになる人もいます

※2 70歳～74歳の人は、保険証と高齢受給者証を1枚にして送付します

なお、令和4年8月2日以降に70歳になる人には、誕生月(誕生日が1日の人には誕生月の前月)に保険証兼高齢受給者証を送付します。保険証兼高齢受給者証は70歳になった翌月(誕生日が1日の人には70歳になった月)から使用できます。75歳の誕生日を迎える人は、後期高齢者医療制度に移行しますので、誕生日の前日が有効期限となります

■福祉医療の証の更新

受給者証の種類	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
重度心身(身体・知的)障害者医療	8月1日(月)	橙色	原則不要	令和4年1月1日現在、市内に住居のなかった人が、本人または世帯主の場合や、確定申告などを行っておらず、所得が未申告となっている場合など、更新手続きが必要となる人は、通知を送付しています。	更新手続きが必要となる人には、個別に手続きに必要なものを送付していますので、確認してください。	☎ 9186 障害福祉課
重度心身(精神)障害者医療		白色				
ひとり親家庭等医療		青色				